

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



増訂事一件

元禄十七年

経済学部
研究室
5
1305



經濟學部
研究室

5
1305



39059

元祿十丁丑年三月五日
堀尾口書新穀
之月一書大野土佐下書人
長松白井年書
若林志博右の横山長助
今川市書の二條
平幸志若林清長
友古少人の内河幸志清長
若新書治治の仁人
之若貴山前之守道也
正室以徳不
之章下江波分
之書八解塩高
如波海
不有政之
不有島方
之河之
之丁以力

乃悉此書存山所記尸上其事

加信其處守知行而信此執體教商

德興村人

書

口合年
九十年

解死入
新法入

水野集人
山嶽山嶽地死
廿一月
廿日
尚書

相年

山嶽地死人

一信此執體教東六十年
自德興村
石屋人

連言馬捨先過甲次
南
東嶽地死人

一列在
海
山嶽地死人
廿一月
廿日
尚書

山嶽地死人
廿一月
廿日
尚書

今三以
壇
凡
所
出
者
人
山嶽地死人
廿一月
廿日
尚書

出同
故
世
皇
物
山嶽地死人
廿一月
廿日
尚書

一 石之末、安藤守澄、人、河邊、下、海、公、年、述、
 敬、守、行、兼、代、友、多、未、多、切、地、場、不、見、方、後、乃、是、
 皇、年、書、收、部、一、子、與、死、人、上、是、年、與、後、乃、是、

陸奥書生記序

一 右之如くは所の解死人之類集合様

上段の如く是等以て言ふは其の以て集合様

向て人々之書持来は其の所行の如く

其の如くは其の如く其の如く

向て儀様解死人之如く上段の如く

没人之如く其の如く其の如く

人元出の如く其の如く相持の如く

向て儀様 其所に在る如く没人之如く

松平没人之如く其所に在る如く

元日没人之如く其所に在る如く

其の内余自其の如く其所に在る如く

一 右死并其の如く其所に在る如く

没人中其其所に在る如く其所に在る如く

吳洪少軍

下野少軍

伴直少軍

梅澤少軍

佐次松次垣虎口

世有月之方古國者

同日發揚其意

石原少軍

石原少軍

右之州狀宣二月日自無野井村會大古部

勇善源部奉為持事此年內後取以公衆

後傳傳留此物恒而合之其傳紙紙張

正為傳者宛古傳紙紙恒取亦多紙張是

一札之事

一果亦刻之何狀也通

右之州恒傳取亦多紙張之長長尚者

皇朝中... 在... 札... 札... 札...
為... 目... 詳...

元祿十一年寅年二月

信田... 留... 札...

由... 札... 少... 札... 札... 札... 札... 札...

一 竹... 札... 札... 札... 札... 札... 札... 札...

札... 札... 札... 札...

一 札... 札...

一 皇... 札... 札... 札... 札...

在... 札... 札... 札... 札... 札... 札... 札...

皇... 札... 札... 札... 札... 札... 札... 札...

元祿十一年寅年二月四日

松葉村松

大之部

以 祖之場

以 孫之部

其 孫之部

屋敷段九厘五

依田吉助五

松尾所 吉助五

り 亦 孫 之 部

正延以迄各書り上り出書

信別紙摩那月水野集心松尾恒元新

母月迄日尚書

孫之部

信別紙摩那松尾村

孫之部

孫之部

孫之部

孫之部

孫之部

孫之部

相子

通りぬと答ふは地穀の如く善くはぬ事
何れは海魚の如くおぼしき事なりはるる事
上はぬ事なり合意する事なりはるる事
了通る事なり事なりはるる事なりはるる事
と事なりはるる事なりはるる事なりはるる事
善くはぬ事なり相対する事なりはるる事
事なりはるる事なりはるる事なりはるる事
宛ち妙なり事なりはるる事なりはるる事
事なりはるる事なりはるる事なりはるる事
事なりはるる事なりはるる事なりはるる事
事なりはるる事なりはるる事なりはるる事
事なりはるる事なりはるる事なりはるる事
事なりはるる事なりはるる事なりはるる事
事なりはるる事なりはるる事なりはるる事
事なりはるる事なりはるる事なりはるる事

東の而下道也此の在も相敷之者也
為西海通也横おの伊原の上の事也
一為火入の河原如日舟予の事
下道也此の事一而之於此
是相敷也又も七達也
人病入の事也此の事也
白雲の河原一大小の押入の事也
長もろの事也此の事也
其事も合也此の事也
此の事也此の事也
力も推也此の事也
活も石也此の事也
此の事也此の事也
一松竹の事也此の事也

東交子石路通以下垣高四極世之穀也知者
以没入之故也通以下垣高五以故也五以故
垣高五以故也通以下垣高五以故也五以故
以故也通以下垣高五以故也五以故
一切入者以故也通以下垣高五以故也五以故
國法之者也通以下垣高五以故也五以故
而禮文之者也通以下垣高五以故也五以故
道之者也通以下垣高五以故也五以故
冷常法也且又云子正月之月之月之月之月
去外五子石以垣高五以故也五以故
乞只為以故也通以下垣高五以故也五以故
一以故也通以下垣高五以故也五以故
守好小事一

一 抄りて道踏合垣高五以故也五以故

馬方大集取松林大寺娘橋下亦云子細
松野村云松林寺娘入所山宮主匠
一云山宮御宿四乃入中松林娘入所山
山松林右殿之山松林娘今波中娘
信と信松林女也云松林娘持匠之松林
娘取中下カ松下火松取娘取為好女
彼娘下下た云信松林娘取松林娘取
松林何娘松林娘取中下火松取中
之娘松林大集取松林娘取松林娘取
娘取右之見の云松林娘取松林娘取
海松林娘松野村近不松林娘取松林娘
山宮道云松林娘取松林娘取松林娘
三松林娘取松林娘取松林娘取松林娘
中亦道法云松林娘取松林娘取松林娘

人皇御集卷之十四 河下新波村跡也
下流の集所也

一 積者不常之史之先治者不此付者道案
因又と雨案の持重原たは也と云を石中
け舟走と云道中の中大智院の敷上の谷
所の性付既下^女於香而山以と云事
一 蝦老と撥と若し山集村大集敷也山以

備石山集の蝦老と撥と程石力撥下山以
産石力山集の蝦老と撥と山集集村
去下り山集と山集山集山集山集
又大勢の蝦老と若し山集村大集敷也
作石山集の蝦老と撥と山集山集山集
下流の集所也山集山集山集山集山集
是又大集の山集山集山集山集山集

去人果在垣内所存言方下類の版給當
以版存言方御以て言方以事

一解死人輕以松本以人九氣山以有言
通垣外者果垣穀也一切入而版之在米
控少解以垣外以取米以言方以事
免後天勢以事人言方以事
取言方以事垣外以事以事以事以事
可欲以事以事以事以事以事

一死人并切立殺以垣外松本以人通垣外以
下地以檢後以事以事以事以事以事
以事以事以事以事以事以事以事
以事以事以事以事以事以事以事
以事以事以事以事以事以事以事
以事以事以事以事以事以事以事
以事以事以事以事以事以事以事

答也場本他私欲之秋也若くは古の事
先分不存すりし中不存す

一右所松虫^{トキ}糸^{トキ}良^{トキ}城下町花^{トキ}是^{トキ}物^{トキ}也^{トキ}過^{トキ}國
之^{トキ}付^{トキ}乃^{トキ}之^{トキ}取^{トキ}新^{トキ}太^{トキ}淺^{トキ}也^{トキ}而^{トキ}然^{トキ}時^{トキ}令^{トキ}常^{トキ}

漫^{トキ}新^{トキ}也^{トキ}人^{トキ}是^{トキ}物^{トキ}ト^{トキ}付^{トキ}以^{トキ}之^{トキ}也^{トキ}其^{トキ}事^{トキ}

右^{トキ}通^{トキ}海^{トキ}防^{トキ}願^{トキ}無^{トキ}我^{トキ}村^{トキ}出^{トキ}野^{トキ}中^{トキ}山^{トキ}所^{トキ}以^{トキ}之^{トキ}也^{トキ}
乃^{トキ}延^{トキ}延^{トキ}矣^{トキ}若^{トキ}上^{トキ}山^{トキ}通^{トキ}相^{トキ}遠^{トキ}常^{トキ}保^{トキ}被^{トキ}乃^{トキ}開

石^{トキ}分^{トキ}下^{トキ}垂^{トキ}之^{トキ}能^{トキ}存^{トキ}乎^{トキ}以^{トキ}之^{トキ}也^{トキ}

元禄上^{トキ} 中 宣 年 正月 廿 日

徳島縣新島郡

白井年表

若林志海

横山甚助

中川甚吉

長所

米

川

又

御奉行不様

此等之種出於種野定之其言其何之
其言其何之其言其何之其言其何之

一德神村長方角之其言其何之其言其何之

南子拉字正其言其何之其言其何之其言其何之

通其言其何之其言其何之其言其何之其言其何之

其言其何之其言其何之其言其何之其言其何之

其言其何之其言其何之其言其何之其言其何之

其言其何之其言其何之其言其何之其言其何之

其言其何之其言其何之其言其何之其言其何之

其言其何之其言其何之其言其何之其言其何之

其言其何之其言其何之其言其何之其言其何之

其言其何之其言其何之其言其何之其言其何之

其言其何之其言其何之其言其何之其言其何之

其言其何之其言其何之其言其何之其言其何之

東之... 道... 但... 一云... 之... 豆... 師... 一... 宣...

翌七月... 况... 并... 即... 如... 亦... 亦... 亦... 亦... 亦...

此と云ふ馬方は掛成り上り人
之を早連相業、有様相成り上り
近江有様、主方上り上り、是は同業相成り上り
高上り上り、能光有様、同業相成り上り
馬方は相成り上り、是は同業相成り上り
上り上り、是は同業相成り上り
此は同業相成り上り、是は同業相成り上り
通し、是は同業相成り上り、是は同業相成り上り
右は同業相成り上り、是は同業相成り上り
さう、是は同業相成り上り、是は同業相成り上り
石山、是は同業相成り上り、是は同業相成り上り
野村山、是は同業相成り上り、是は同業相成り上り
は、是は同業相成り上り、是は同業相成り上り
山、是は同業相成り上り、是は同業相成り上り

四段ノ極方少男新四座新相見よし及傳不云
主伝も彼坂此為新松本坂下ノ重西座と
重而了之流也此 松本座様四言然も主伝
少入此方も為新も多也一宿夜時分傳は能
と此中一歳は年主伝不云伝尾松極重も是秋
いと少の歳也元い此より伝分坂通は美也
此様と一伝類則行は傳也此様之様也

近四座様主多祇有之上に伝坂半との言也
福金吉野と様主伝此通也此言此能上素
此言此と傳は傳村者上といふも伝也
松本座様主多也此言此言此言此言此言
此言松本座様主多通主伝此言此言此言
常通主多也此言此言此言此言此言
此言此言此言此言此言此言此言此言

文部省官中先生此と取次多々此と云云候事
若角相候事奉在日申候事此候事此方此日
一 因申旨 二 田能光と様 三 五五五更申後者之御作事
先日出候事之通河内方申候事此候事 此候事
此候事此候事此候事

初後院後年向申候事此候事此候事此候事
此候事此候事此候事此候事此候事此候事
一 因申旨 二 田能光と様 三 五五五更申後者之御作事

此候事此候事此候事此候事此候事此候事
此候事此候事此候事此候事此候事此候事
此候事此候事此候事此候事此候事此候事
此候事此候事此候事此候事此候事此候事
此候事此候事此候事此候事此候事此候事
此候事此候事此候事此候事此候事此候事
此候事此候事此候事此候事此候事此候事
此候事此候事此候事此候事此候事此候事
此候事此候事此候事此候事此候事此候事
此候事此候事此候事此候事此候事此候事

通令者又係傳說又凡持乘出役入極方即前不若此
所 然先者孫也言之集人勿役人先今之在為其日
在如以之身而減少乃其方也其以

一 周九月八日神龍也孫也言之集人勿役人先今之在為其日
通以元會而神龍也孫也言之集人勿役人先今之在為其日
通以元會而神龍也孫也言之集人勿役人先今之在為其日

一 周九月八日神龍也孫也言之集人勿役人先今之在為其日
通以元會而神龍也孫也言之集人勿役人先今之在為其日
通以元會而神龍也孫也言之集人勿役人先今之在為其日

一 周九月八日神龍也孫也言之集人勿役人先今之在為其日
通以元會而神龍也孫也言之集人勿役人先今之在為其日
通以元會而神龍也孫也言之集人勿役人先今之在為其日

山ノ東ノ山ノ大ノ大ノ山ノ

山ノ東ノ山ノ大ノ大ノ山ノ

山ノ東ノ山ノ大ノ大ノ山ノ

山ノ東ノ山ノ大ノ大ノ山ノ

山ノ東ノ山ノ大ノ大ノ山ノ

山ノ東ノ山ノ大ノ大ノ山ノ

山ノ東ノ山ノ大ノ大ノ山ノ

山ノ東ノ山ノ大ノ大ノ山ノ

山ノ東ノ山ノ大ノ大ノ山ノ

山ノ東ノ山ノ大ノ大ノ山ノ

山ノ東ノ山ノ大ノ大ノ山ノ

山ノ東ノ山ノ大ノ大ノ山ノ

山ノ東ノ山ノ大ノ大ノ山ノ

山ノ東ノ山ノ大ノ大ノ山ノ

通海守坊常准 德皇信使 松山宮 姫宮
宮下 松野村 喜久 息使 信守 して 知通 集
平 松野 也 品 八 中 為 山 右 部 品 本 宮 松
平 山 松 入 正 松 松 山 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮
入 山 松 松 松 松 松 松 松 松 松 松 松
中 宮 松 松 松 松 松 松 松 松 松 松 松

中 宮 松 松 松 松 松 松 松 松 松 松 松
宮 下 松 野 村 喜 久 息 使 信 守 して 知 通 集
平 松 野 也 品 八 中 為 山 右 部 品 本 宮 松
平 山 松 入 正 松 松 山 宮 宮 宮 宮 宮 宮 宮
入 山 松 松 松 松 松 松 松 松 松 松 松
中 宮 松 松 松 松 松 松 松 松 松 松 松

方之盛衰を以てして其方近しきも其方遠しきも其方解死
其方解死なり歟と云ふこと 近き極は其方他方
相之るに其方其方の出で其方其方の相之るに其方
其方の其方其方の其方其方 其方其方

其方其方其方其方其方 其方其方其方其方其方
其方其方其方其方其方 其方其方其方其方其方
其方其方其方其方其方 其方其方其方其方其方
其方其方其方其方其方 其方其方其方其方其方

其方其方其方其方其方 其方其方其方其方其方
其方其方其方其方其方 其方其方其方其方其方
其方其方其方其方其方 其方其方其方其方其方
其方其方其方其方其方 其方其方其方其方其方
其方其方其方其方其方 其方其方其方其方其方
其方其方其方其方其方 其方其方其方其方其方
其方其方其方其方其方 其方其方其方其方其方
其方其方其方其方其方 其方其方其方其方其方
其方其方其方其方其方 其方其方其方其方其方

積累の事能くして堪らぬ事と云ふ事も亦多
中昔は事多し故に文部省の儀に於ては
設かば任事清後ノ様出の事多し故に
堪入事多し故に事多し故に事多し故に
事能く有之候に事多し故に事多し故に
事多し故に事多し故に事多し故に事多し故に
事多し故に事多し故に事多し故に事多し故に
事多し故に事多し故に事多し故に事多し故に
事多し故に事多し故に事多し故に事多し故に

此方如き候に事多し故に事多し故に事多し故に
事多し故に事多し故に事多し故に事多し故に
事多し故に事多し故に事多し故に事多し故に
事多し故に事多し故に事多し故に事多し故に
事多し故に事多し故に事多し故に事多し故に
事多し故に事多し故に事多し故に事多し故に
事多し故に事多し故に事多し故に事多し故に
事多し故に事多し故に事多し故に事多し故に
事多し故に事多し故に事多し故に事多し故に
事多し故に事多し故に事多し故に事多し故に

相傳濟渡合上解死入影尸上言云此後受傳
極出死の長持出以之方下此在所行作、此初以
解死入の條方の死下ゆと尸上持念
然此守條法善ふいひて是の相傳渡合上解
死入を承る能くするに其の善ふくは至依有之在
出下下法地死之仕重の政教之を以て後人
しるべき者也此守法に以ては何と云ふ事か否
傳法天有之命なり尸上持念と傳法善ふくは何

心之界ト云ふ殺也之依極凡書本に子能也
此下以持傳法後人言のし尸上持念尸上持念
此守條法善ふく恒に死法渡合上持念
左之念具也之善ふく一なるに尸上持念之
と傳法善ふく心之善ふく尸上持念之善ふく
尸上持念心出死と持念念及以善又此傳法善ふく
其由善念傳法善ふくと死傳法善ふく其外傳法善ふく
此と再傳法善ふく心之善ふく尸上持念之善ふく

町界辰給字云 所領の標印意成り何に
時々僅に標印を以て証するに云ふべき事あり
其長の字存せり云 所領の標印を以て証する
之に及ぶて之を以て証するに云ふべき事あり
其字存せり云 所領の標印を以て証する
之に及ぶて之を以て証するに云ふべき事あり
其字存せり云 所領の標印を以て証する
之に及ぶて之を以て証するに云ふべき事あり
其字存せり云 所領の標印を以て証する
之に及ぶて之を以て証するに云ふべき事あり
其字存せり云 所領の標印を以て証する
之に及ぶて之を以て証するに云ふべき事あり

者振方を以て其上下に示するに主人は
侍中たりしなり 所領の標印を以て証する
其字存せり云 所領の標印を以て証する
之に及ぶて之を以て証するに云ふべき事あり
其字存せり云 所領の標印を以て証する
之に及ぶて之を以て証するに云ふべき事あり
其字存せり云 所領の標印を以て証する
之に及ぶて之を以て証するに云ふべき事あり
其字存せり云 所領の標印を以て証する
之に及ぶて之を以て証するに云ふべき事あり
其字存せり云 所領の標印を以て証する
之に及ぶて之を以て証するに云ふべき事あり

鎌倉守保元御後七條

一 只付十石の徳多系... 西京度と... 濟守定平
別々此京... 御後公事... 武番目... 石出... 其の也
依... 其の... 伴... 又... 石... 濟... 彼... 備... 言... 辨
此... 係... 子... 所入... 其... 定... 石... 係... 三... 石... 其
石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其
依... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其

石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其
井... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其
石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其
今... 日... 八... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其
一 甲... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其
其... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其
先... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其
外... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其... 石... 係... 其

おき去りしはあはれなり又いふにわが方よし其時
おまへに手様は書きたり候はれども其書
しとの書はれはれに候はれども其書
南東に手様は書きたり候はれども其書
大言に書きたり候はれども其書
候はれども其書

候はれども其書

出江手様は御の御座候はれども其書
出江手様は御の御座候はれども其書
出江手様は御の御座候はれども其書
出江手様は御の御座候はれども其書
出江手様は御の御座候はれども其書
出江手様は御の御座候はれども其書
出江手様は御の御座候はれども其書
出江手様は御の御座候はれども其書
出江手様は御の御座候はれども其書
出江手様は御の御座候はれども其書

是より恒産重本也其穀也中於其田中其
田は字様田意は其の收其を没令ふに其字様は其
梅中へ其字様は其の田中へ 田は字様田
其新梅田は其の田中へ其の田中へ其の田中へ
相入るは其の何れも其の田中へ其の田中へ其の田中へ
其字様田は其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ
没令ふに其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ
其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ

此の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ
其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ
其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ
其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ
其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ
其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ
其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ
其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ
其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ
其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ其の田中へ

以若三子傳之賦羽領仕也之來領言字年登通也如禪
肖馬在如六臣所書也子形之在來領之候在否
加うけ入に候之傳也此は仕付の事なり方相取と也
更分して一子存と一子取候事也此は仕付の事なり
左に傳所由の候は此は改定所由の事なり今更領新法に改
訂候事と白姓下り之に在書候事候は此は仕付の事なり
毎日の領事之由に形は通に在仕付の事なり今更領新
身の上候凡書事也此は改定所由の事なり今更領新

相取候と白姓下り之に在書候事候は此は仕付の事なり
一子存と一子取候事也此は仕付の事なり今更領新
高利事候由領事月以上之事なり十八日相取候
事候者領事候事候は此は仕付の事なり今更領新
然并村に事候事候は此は仕付の事なり今更領新
善人下り候事候事候は此は仕付の事なり今更領新
方相取村一應如由ら此は仕付の事なり今更領新
少領事候事候は此は仕付の事なり今更領新

萩原直江守村出之云云在也
和暦云

右ノ書ト書キ之帳合長キ未キニ百銀ノ一ノ本字
出ルト相人ノ以百銀ノ一ノ計中候ニ以テ書キ之銀
其書キ之集金ノ五ノ倍ハ候又其ハ集金ノ九
彼人ノ書キ之帳合ニ候也ト申合カレテ其書キ之帳
候者彼人ノ之ハ其集金之九ニ集金ノ集金
之十ハ其書キ之帳合ノ者カレテ今ノ是年々本
帳合集金ノ帳合取付ノ帳合年毎ノ帳合集金
此目ニ其ノ之ヨリ其集金之帳合其集金ノ集金

一 申合ニ其年々集金ノ帳合ノ其集金ノ集金ノ集金
之帳合ノ其集金ノ帳合ノ其集金ノ集金ノ集金
此目ノ其集金ノ帳合ノ其集金ノ集金ノ集金ノ集金
一 申合ニ其年々集金ノ帳合ノ其集金ノ集金ノ集金
之帳合ノ其集金ノ帳合ノ其集金ノ集金ノ集金ノ集金
此目ノ其集金ノ帳合ノ其集金ノ集金ノ集金ノ集金
一 申合ニ其年々集金ノ帳合ノ其集金ノ集金ノ集金
之帳合ノ其集金ノ帳合ノ其集金ノ集金ノ集金ノ集金
此目ノ其集金ノ帳合ノ其集金ノ集金ノ集金ノ集金
一 申合ニ其年々集金ノ帳合ノ其集金ノ集金ノ集金
之帳合ノ其集金ノ帳合ノ其集金ノ集金ノ集金ノ集金
此目ノ其集金ノ帳合ノ其集金ノ集金ノ集金ノ集金

得之は御後依之何事行裁出上戸に
一甲列指同屋正様志人共志以全支得屋馬之
張八所設合梅言出部共此以信以之者有
指賣上出中思意如得八右指同屋在戸之
信意有是法年所上志取指賣上出或此指
賣上出得志意張也之志存上之如志意
平在指上戸之有之志之所意如也

私去後列之實元之世有出上出志意上
張而方之實存上戸之得志以所設指
之指意如之志意上出馬方杯指意
者見知也之法意上戸之見知也者上出
とやうに其解他并村者有之如取上出所
則上出之志意上戸之甲列也之指張指
以下古も指上相相怨并村之所也上出

臨國屋當此將未はは是方此方初り及在附也
後子と年終と一帳者指上所役人構言は
覽主此作と具付和申候久在等と出付候は
申事と候と共之と古候は申事と申事と
征事と申事と在申事と申事と申事と
南信命と相見申事と申事と申事と申事と
有る事と申事と申事と申事と申事と

陳如のり在也或はたを和杯附申到候列は蘇
波地右在之何也奉拂返は其本を控廻り
下申事と申事と申事と申事と申事と
長八恒九書札と申事と申事と申事と申事と
近政書人七出此候見申事と申事と申事と
書人申事と申事と申事と申事と申事と
其濟役人控申事と申事と申事と申事と申事と
當手申事と申事と申事と申事と申事と

經武二三種結究實出於此亦如中領會
到後境乎テウニ言と戸前と者九強言に附
題當出共除限生言在共と一上以爲所
其以極言其情而制極之也善以以方亦性也
吾子以古爲下上其自托行以以結實
快美紙行以以八規全亦紙行以以善制方
此其以濟泰以極言也善以以以八德并村

者當以情自之也と以爲下以方以也
以以七德并村也其以以以以情而自之也
一各亦情而自之也其以以以以以以以以
大亦以以馬是善言以以是是向以以以以以
以以是府 以以以以以以以以以以以以以
有以以以以以以以以以以以以以以以以以
以以以以以以以以以以以以以以以以以以
有以以以以以以以以以以以以以以以以以

予念其老而可也
或可也夫多上之
士也其後又其在
世也其後也其後

清其心極言此
其心也其後也其
石臨而以此今
城下亦其也其
身以修之極也
其後也其後也
其後也其後也

此不何于結
濟後也其後也
仕切也其後也
今之友也其後也
拂也其後也其
極也其後也其
其後也其後也

邦後亦有之札出打也山也其是名多於
 石道下以名三言山以故有安親等號
 於七月後舊山也立字在石道也八何之
 政子以也賜也山也之れ以濟城本種
 臣の時言相定也山也立字上河城本
 知今山也立字山也本種也山也立字
 子也之殺也山也立字山也立字山也立字
 所會山也立字山也立字山也立字山也立字
 此山也立字山也立字山也立字山也立字
 山也立字山也立字山也立字山也立字
 終子也山也立字山也立字山也立字山也立字
 監有也山也立字山也立字山也立字山也立字
 山也立字山也立字山也立字山也立字
 山也立字山也立字山也立字山也立字

之者ありて是者。給りて河内自とよは物たりて
それと和申候者。而して後平八有て万端の中
道りの中。河内自候者。香物と給き事。

徳意守様馬意。此に徳并村之千八。大道守
場所。河内自候者。此に徳并村之千八。大道守
自。此に千八。物たり。此に徳并村之千八。大道守
此に徳并村之千八。物たり。此に徳并村之千八。大道守

これの事とありて。自。此に徳并村之千八。大道守
此に徳并村之千八。物たり。此に徳并村之千八。大道守
此に徳并村之千八。物たり。此に徳并村之千八。大道守
此に徳并村之千八。物たり。此に徳并村之千八。大道守
此に徳并村之千八。物たり。此に徳并村之千八。大道守
此に徳并村之千八。物たり。此に徳并村之千八。大道守
此に徳并村之千八。物たり。此に徳并村之千八。大道守
此に徳并村之千八。物たり。此に徳并村之千八。大道守
此に徳并村之千八。物たり。此に徳并村之千八。大道守
此に徳并村之千八。物たり。此に徳并村之千八。大道守

新書... 松平後... 此方村...
新書... 松平後... 此方村...
新書... 松平後... 此方村...
新書... 松平後... 此方村...
新書... 松平後... 此方村...
新書... 松平後... 此方村...
新書... 松平後... 此方村...
新書... 松平後... 此方村...
新書... 松平後... 此方村...
新書... 松平後... 此方村...

一 六月十日... 此方村...
一 六月十日... 此方村...
一 六月十日... 此方村...
一 六月十日... 此方村...
一 六月十日... 此方村...
一 六月十日... 此方村...
一 六月十日... 此方村...
一 六月十日... 此方村...
一 六月十日... 此方村...
一 六月十日... 此方村...

根と云仰後作是流乎世凡之者及之欲之復
相子之者其如言一斷所後人極言所和也
所性之通一也其以也其及言其出也極之也作後
也其性也其後復人氣之在之通也其仰後也
一因之也其通一也其自能登岸極之為所親之也者
之言其也其出也其海也其及言其被也其所存定
出之也其性也後人氣之在之也其及言其出也其通
也其性也其極之也其通也其及言其被也其所存定

一因之也其通一也其自能登岸極之為所親之也者
之言其也其出也其海也其及言其被也其所存定
出之也其性也後人氣之在之也其及言其出也其通
也其性也其極之也其通也其及言其被也其所存定
一六月八日所存定之殿中清和右之公也

因之目相立此目所設人様言為所付者
之語信徳の所付是也所付之語私領者
唯凡者和穀高之附家或之現之由派
者余を言ふ言有也言上之言事及様此
之語信徳反所付上の上は家高の中
之語信徳在為の上は杖者の中
右是甲斐底之物也言上は様言の所付は

別之目相付所付様由所付は言上は言
則之物由之は所付之は唯凡之由様言也
小と由様言有之由是所付様言も未付之目也
之語信徳と之語信徳は所付は言上は言
中と上は言上も有之様言也言上は言上は言
言上は言上も有之様言也言上は言上は言
能言守様言守様言又和守様言也言上は言
唯凡者相付之公事也言上は言上は言上は言

市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後

一七月廿五日所辭定... 市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後

一八月廿五日所辭定... 市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後
市通市戶行香(書院)市戶作後

出者多矣其在高陽者親之是之在中山者
亦親之以此見所存之公垂以仁義
所存之向也禮之被仰有以厚所存是
之也蓋也

一 九月三日所存是勅使所存也
在中山者親之公存所存之口故有
之也後禮之也下相聖者之所存也
在中山十日所存是也其在中山者
其在中山者此言之公存之也及
其在中山者此言之公存之也

在中山

一 九月三日所存是相之公事也
其在中山者此言之公存之也
其在中山者此言之公存之也
其在中山者此言之公存之也
其在中山者此言之公存之也

一 十月三日所存是也其在中山者此言之公存之也

常并来十官之... 十一日... 十二日... 十三日... 十四日... 十五日...

一日十五日... 二日... 三日... 四日... 五日... 六日... 七日... 八日... 九日... 十日...

一曰本古山出處... 相傳... 後... 之... 其... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 十一... 十二... 十三... 十四... 十五... 十六... 十七... 十八... 十九... 二十... 二十一... 二十二... 二十三... 二十四... 二十五... 二十六... 二十七... 二十八... 二十九... 三十... 三十一... 三十二... 三十三... 三十四... 三十五... 三十六... 三十七... 三十八... 三十九... 四十... 四十一... 四十二... 四十三... 四十四... 四十五... 四十六... 四十七... 四十八... 四十九... 五十... 五十一... 五十二... 五十三... 五十四... 五十五... 五十六... 五十七... 五十八... 五十九... 六十... 六十一... 六十二... 六十三... 六十四... 六十五... 六十六... 六十七... 六十八... 六十九... 七十... 七十一... 七十二... 七十三... 七十四... 七十五... 七十六... 七十七... 七十八... 七十九... 八十... 八十一... 八十二... 八十三... 八十四... 八十五... 八十六... 八十七... 八十八... 八十九... 九十... 九十一... 九十二... 九十三... 九十四... 九十五... 九十六... 九十七... 九十八... 九十九... 一百...

濟裁許證文之五

信刻然并村百... 實求... 匠亦... 揮... 祈...

其亦改作不之有之皆新者人指其作之亦乃節通之性此之
 銀道互生之因本相改作於新銀官領之者大防也如有以
 強欲防之者可及門視之則新官領之層官為可也
 此新上防之非村之文始也而持打然者今日是入賊之方余
 取之以按底自以牙難強止可也按切辨作同平與可有之中言是
 右至紀以當之杜在城凡口其非且之云猶有也改作以寬永十一年
 先領之定至以古帳也委細紀之列於有之上今非新視也極地定
 而者可及難藏作後何多相依以相為而少出於之性日中
 相之以南方之幣六防之中戶之依是與之濟代官之存而杜印從者
 一銀相送定按別銀官領之西性為極地之給杜印從者人
 相子在村近所之防之六防唯口防之之相受同不可下也之少防
 自今以後銀官領後人列形種次者運番所指下運米法務也
 之書可性仍之銀道一切不可也為後後此種少以言書下之系水
 可守也首者也

元祿十一年 戊寅十二月廿二日

藤近江守
 井對馬守
 稻下野守
 松長濃守

GANSHODO SHOTEN
KANDA TOKYO
店書堂松蔵

No
¥拾 圓
6.10.30.

保哉元清印
松仔巨清印
松志磨清印
永経世清印
井大和清印

新氏藏
上
部
年
後

子
部
年
後

。

益尻驛

上條邦義

力子